

川崎医療福祉学会誌 投稿規定 (平成13年12月12日改定)

1. 投稿内容

本誌への投稿原稿は、医療福祉およびその関連領域の学術的發展に寄与する論文とし、他誌に未発表のものに限る。

2. 投稿資格

本誌への投稿は、原則として川崎医療福祉学会会員に限る。共著者も論文掲載時には会員でなければならない。

3. 投稿承諾書

投稿に際しては、共著者全員がその内容に責任を持つことを明示し、署名捺印した投稿承諾書（別添の書式に準じたもの）を添付するものとする。

4. 投稿の区分

投稿原稿は和文で、論文の区分は下記の基準によるものとする。

総説：一つのテーマに関連する多くの研究論文の総括、評価、解説等。

論説：各分野における活動、政策、動向などについての提案、提言。

原著：新知見または創意を含むもの。

短報：原著と同じ性格であるが、研究完成の前のもので、速報的に書かれたもの。

資料：調査、統計等に関するもの。

5. 投稿原稿

本規定および執筆規定に従うものとする。

6. 採否

投稿論文の採否は、査読者の意見を参考にして、編集委員会で決定する。場合により、加筆、修正を求められることがある。修正を求められた場合は2週間以内に修正原稿を再投稿するものとする。その期限を過ぎた場合は新規の投稿論文として処理される。

7. 校正

著者校正は初稿のみとする。この際、文章の書き換え、図表の修正は原則として認めない。

8. 掲載料

掲載料は規定の範囲内までは無料とするが、それを越えるものに関しては実費負担とする。また、カラー掲載希望の場合も実費負担とする。

9. 別刷

別刷は30部まで無料とし、これを越える場合は、実費負担とする。

10. 著作権

本誌掲載後の論文の著作権は、川崎医療福祉学会に属する。但し、著者が使用する場合は本会の許諾を必要としない。

11. 投稿先

投稿原稿は、オリジナル原稿以外にコピー1部・投稿承諾書1部を同封し、簡易書留便にて下記宛に送付するものとする。また、掲載が決定した論文では、最終原稿をテキストファイル形式で保存したフロッピーディスクを併せて提出する。

〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学 川崎医療福祉学会誌編集委員長

12. 投稿規程の改正

投稿規程の改正は、編集委員会の議を経て行う。